

報 告 第 1 0 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月15日提出

新居浜市長 石川 勝 行

訴訟上の和解について

写

処 分 書

専 決 第 7 号

訴訟上の和解について

損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年4月8日

新居浜市長 石川 勝 行

- 1 事 件 名 損害賠償請求事件（松山地方裁判所西条支部令和4年（ワ）第106号）
- 2 当 事 者
 - （1）原 告 （省 略）
 - （2）被 告 （省 略）新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）

3 訴 え の 概 要

被告（省 略）が、遅くとも昭和61年4月までに原告方東門前の法定外公共物（以下「里道」という。）に違法に柵を設置したことにより、原告は東門からの出入りができなくなり、里道の通行自体も妨害された。

被告（省 略）が、里道に柵を設置し、里道の通行を妨害したことは違法であり、里道を管理する被告新居浜市が、これを放置したことは違法であるとして、原告は、被告（省 略）に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、963万円（うち

356万円については被告新居浜市と連帯して)及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払を、被告新居浜市に対し、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求として、被告(省略)と連帯して356万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払を求めて訴えを提起した。

4 和解の内容

- (1) 被告新居浜市は、被告(省略)に対し、(省略)の土地の南側に隣接する土地(無番地)(以下「農道」という。)の幅員を55センチメートル確保するよう勧告し、幅員を確保するまでの間、代替となる通路の確保について原告と被告(省略)とで協議するよう助言する。
- (2) 被告(省略)は、原告に対し、令和6年12月31日限り、農道(一部代替となる通路を含む。)を通行可能とするため、被告(省略)の費用負担において境界通路設置工事をするものとする。
- (3) 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (4) 原告と被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、前各号に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。